

設問 1

下請事業者に対する発注方法について

△ 親事業者は、下請事業者への発注に際して、発注内容、下請代金の額、支払期日等の必要記載事項を全て記載した書面（注文書、契約書等の発注書面。電子メール等の電磁的記録によるものも含みます。）を直ちに交付する義務があります。

取引条件について支払方法等の基本的事項が一定期間共通である場合には、これらの事項を記載した書面をあらかじめ交付しておけば、必ずしも個々の発注書面にこれらの事項全てを記載する必要はありません。ただし、この場合、個々の発注書面に、基本的事項を記載して交付した書面との関連性（ひも付けていること）を記載する必要があります（発注書面に記載する関連性の例：「支払方法、支払条件等は、令和●●年●●月●●日付け『支払方法等について』によります。」）。

必要記載事項を記載した書面を交付しなかったときは、親事業者の代表者、従業者等が50万円以下の罰金に処せられることがあります（下請法第10条第1号、第12条）。

ア 下請事業者に対する発注に際して、発注書面（一定期間内における製造委託、役務提供委託等をする際に締結する契約書等を含みます。）を交付しましたか。

- ① 交付した
- ② 交付しなかったことがある
(又は受領（提供）後に交付したことがある)
- ③ 交付していない ⇒③の場合、設問2へ

イ 個々の発注書面には支払方法等の取引条件を記載せず、あらかじめ別に取引条件を記載した書面（契約書等の支払方法等を記載した書面を含みます。）を交付している場合、個々の発注書面に、当該書面との関連性を記載しましたか。

- ① 記載した
- ② 記載しなかった
(又は記載しなかったことがある)
- ③ 左記のような事例はない

ウ 下請事業者に交付した発注書面（イの「あらかじめ別に取引条件を記載した書面」、後記オの「その内容が確定した後に交付している当該内容を記載した書面」を含みます。）には、右記の必要記載事項のうち、どの事項を記載しましたか。〔発注書面に記載されている事項全てを選択〕

- ① 自社及び下請事業者の名称
(番号、記号等による記載も可)
- ② 発注年月日
- ③ 発注内容
- ④ 受領する日（役務の場合、提供される日又は期間）
- ⑤ 受領する場所（役務の場合、提供される場所）
- ⑥ 受入検査を行う場合は、検査完了期日
- ⑦ 下請代金の額（単価、算定方法）
- ⑧ 支払期日
- ⑨ 支払方法
(手形払の場合は手形の満期等、ファクタリング等の一括決済方式の場合は金融機関名等、電子記録債権の場合はその満期日等)
- ⑩ 原材料等を自社から購入させる場合は、その品名、数量、対価及び引渡しの期日並びに決済の期日及び方法

エ ウに記載の必要記載事項のうち、その内容を発注時までに定めることができないものがあったため、当該内容を記載せずに発注書面を交付したことがある場合、その内容が定められない理由及び定めることとなる予定期日を発注書面に記載しましたか。

- ① 記載した
- ② 記載しなかった
(又は記載しなかったことがある)
- ③ 左記のような事例はない ⇒③の場合、設問2へ

オ ウに記載の必要記載事項のうち、その内容を発注時までに定めることができないものがあったため、当該内容を記載せずに発注書面を交付したことがある場合、その内容が確定した後、直ちに、当該内容を記載した書面を交付しましたか。

- ① 交付した
- ② 交付しなかったことがある
(又は受領(提供)後に交付したことがある)
- ③ 交付していない

設問2 下請取引に関する書類等の保存について

△ 親事業者は、下請取引に関する書類又は電磁的記録を作成し、2年間保存する義務があります。下請取引に関する書類又は電磁的記録を2年間保存しなかった場合は、親事業者の代表者、従業者等が50万円以下の罰金に処せられることがあります（下請法第10条第2号、第12条）。

ア 発注内容、下請代金の額、支払期日等を記載した下請取引に関する書類又は電磁的記録を作成し、2年以上保存していますか。

- ① 保存している
- ② 保存していない
(又は保存していない場合がある)

設問3 下請代金の支払について

△ 親事業者は、下請事業者の給付内容について受入検査を行うか否かを問わず、給付を受領した日（役務提供委託の場合は下請事業者が役務を提供した日）から起算して60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において定めた支払期日までに、下請代金を全額支払う必要があります。

公正取引委員会及び中小企業庁は、令和3年3月31日、下請代金の支払について、以下のような取組を進めるごとを関係事業者団体及び親事業者に対して要請しました。

- ① 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとすること。
- ② 手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。
- ③ 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては、60日以内とすること。
- ④ 前記①～③までの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。

詳しくは、「https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210331_shitaukeshidan.html」を御覧ください。

ア 下請代金の支払方法はどのような方法ですか。〔該当するもの全てを選択し、調査対象期間全体の下請代金の総額に占める割合を記入してください。手形払、一括決済方式、電子記録債権の場合、交付した手形等のうち最も長い手形期間又は決済期間も記入してください。〕

- ① 現金払（金融機関振込みを含む）（ %）
- ② 手形払（ %）
(交付した手形のうち最も長い手形期間 日)
※ 「手形期間」は、手形交付日の翌日から手形満期日までの日数を記入してください。1ヶ月は30日とみなして計算してください。
- ③ 一括決済方式（ %）（ 日）
- ④ 電子記録債権（ %）（ 日）
- ⑤ その他（具体的に：（ %）（ 日））

イ アで「② 手形払」を選択した場合、手形払を現金払に変更する予定や手形サイトを短縮する予定はありますか。

- ① 現金払に変更する予定である
- ② 現金払に変更しないが手形サイトを（ 日に）短縮する予定である
- ③ 現金払への変更及び手形サイト短縮の予定はない

<p>ウ 下請代金の支払制度は締切制度（例：毎月末日締切、翌月末日支払）を採用していますか。採用している場合には、例に倣つてその制度を記入してください。</p>	<p>① 採用している（ ② 採用していない ）</p>
<p>エ 下請代金をどのような基準で支払っていますか。【該当するもの全てを選択】</p>	<p>① 受領（提供）日又は締切日を基準に支払っている ② 受入検査に合格したものについて検査合格日を基準に支払っている ③ 受領した商品が販売された時点を基準に支払っている ④ 請求書が提出されたものについて請求書提出日を基準に支払っている ⑤ その他（具体的に： ）</p>
<p>オ 下請代金の支払制度において、支払日までの日数が最も長いものを記入してください。 ※「支払日」とは、手形払の場合には手形の交付日、一括決済方式（例：ファクタリング方式）の場合は譲渡承諾日又は債務引受承諾日、電子記録債権を用いた支払の場合は、発生・譲渡記録日を指します。</p>	<p>① 締切制度を採用している場合（締切後 _____ 日） ※締切日の翌日から支払日まで（支払日を含みます）の日数を記入してください。1か月は30日とみなして計算してください。 【例】毎月末日締切、翌々月末日支払の場合は「60日」</p> <p>② 締切制度を採用していない場合 (給付の受領日又は役務の提供日から _____ 日支払) ※受領日・提供日を含め、支払日まで（支払日を含みます）の日数を記入してください。</p>
<p>カ 下請事業者の給付について受入検査を行っていますか。また、給付の受領日又は役務の提供日から検査完了までに要した最長期間は何日ですか。具体的に記入してください。</p>	<p>① 受入検査を行っている（ _____ 日） ※即日検査完了の場合は0日間と記入してください。</p> <p>② 受入検査を行っていない</p>
<p>キ 支払制度で決めている支払日より後に下請代金を支払ったことがありますか。ある場合はその理由を選択してください。【該当するもの全てを選択】 ※下請代金を毎月の特定日に金融機関を利用して支払っている場合、当該支払日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日に支払うことについて、貴社と下請事業者の間であらかじめ合意・書面化されており、順延日数が2日以内である場合は、②には該当しません。</p>	<p>① 支払日より後に支払ったことはない ② 支払日が金融機関の休業日だったため（※） ③ 下請事業者から請求書の提出が遅れたため ④ 自社の事務処理が遅れたため ⑤ 自社の受入検査に時間を要したため ⑥ 手形払から現金払に変更したため ⑦ その他（具体的に： ）</p>

設問4 下請代金の額の決定について

△ 親事業者が、下請事業者の給付内容と同種・類似の給付に対して通常支払われる対価と比べて、著しく低い下請代金の額を不当に定めることは禁止されています。

<p>ア 下請事業者との間で、どのような方法で下請代金の額（又は単価）を決定（改定を含みます。）しましたか。【該当するもの全てを選択】</p>	<p>① 下請事業者から提出を受けた見積書を基にするなど、下請事業者と十分に協議を行い決定した ② 自社の予算単価を基準にして一方的に決定した ③ 一部の下請事業者と協議して決めた単価をその他多数の下請事業者の単価として一方的に決定した ④ 下請代金の改定に当たって、従来の価格を一律に一定率引き下げた ⑤ その他一方的に決定した (具体的に：)</p>
--	--

<p>イ 多量の発注をすることを前提として下請代金の額（又は単価）を決定したにもかかわらず、実際には、少量の発注しか行わなかったことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。</p>	<p>① 見直した ② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない） ③ 見直していない（又は見直さなかったことがある） ④ 左記のような事例はない</p>
<p>ウ 下請事業者に見積りをさせ下請代金の額（又は単価）を決定した後、見積時点の委託内容よりも実際に発注する委託内容が増加したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。</p>	<p>① 見直した ② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない） ③ 見直していない（又は見直さなかったことがある） ④ 左記のような事例はない</p>
<p>エ 下請事業者に継続して発注していたものについて、下請事業者からコスト上昇等を理由として、下請代金の額（又は単価）の引上げを求められたことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。</p>	<p>① 見直した ② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない） ③ 見直していない（又は見直さなかったことがある） ④ 左記のような事例はない</p>
<p>オ 下請事業者に見積りをさせ下請代金の額（又は単価）を決定した後、見積時点で予定していた納期を短縮したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。</p>	<p>① 見直した ② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない） ③ 見直していない（又は見直さなかったことがある） ④ 左記のような事例はない</p>
<p>カ 物品の量産製造の委託終了後に、同物品の少量製造（補給品等）を委託したことがある場合、下請代金の額（又は単価）を見直しましたか。</p>	<p>① 見直した ② 見直していない（下請事業者と十分に協議を行った結果、見直していない） ③ 見直していない（又は見直さなかったことがある） ④ 左記のような事例はない</p>

設問5 下請代金の減額について

△ 下請事業者に責任がない場合には、たとえ下請事業者と事前に合意していても、親事業者が発注書面に記載した下請代金の額を減じることは禁止されています。
 減額の名目、方法、金額の多少を問わず、また、発注後いつの時点であっても、下請事業者に責任がない場合には、発注書面に記載した下請代金の額を減じることは禁止されています。

<p>ア 下請代金から一定率（又は一定額）を差し引いて（協力値引き、歩引き、協力金等の名目は問いません。）支払ったことがありますか（後記イ又はウに該当する場合を除きます。）。</p>	<p>① ある ② ない</p>
<p>イ 支払方法が手形払である場合、一時的に下請代金を現金で支払った際に、下請代金から一定率（又は一定額）を差し引いて支払ったことがありますか。</p>	<p>① ある（手形期間____日、減額率____%、貴社の短期調達金利____%〔調達金利の年率〕） ② ない ③ 左記のような事例はない</p>

<p>ウ 支払方法が金融機関への振込払である場合、下請事業者と書面で合意せずに金融機関の振込手数料を下請代金から差し引いて支払ったことがありますか。</p>	<p>① ある ② ない ③ 左記のような事例はない ※ 自社が負担する実費を超えた振込手数料を差し引いていた場合には、書面の合意があっても「①」を選択してください。</p>
<p>エ 単価改定により単価を引き下げたことがある場合、単価改定日より前に発注したものについても、合意した新しい単価を適用して下請代金を支払ったことがありますか。</p>	<p>① ある ② ない ③ 左記のような事例はない</p>

設問6 経済上の利益の提供要請について

△ 親事業者が、下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させ、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

<p>ア 下請事業者に対して、協賛金等の金銭の提供を要請し、その提供を受けたことがありますか。</p>	<p>① ある ② ない</p>
<p>イ 下請事業者に対して、手伝い要員の派遣等の役務の提供を要請し、その提供を受けたことがありますか。</p>	<p>① 無償で受けたことがある ② 有償で受けたことがある ③ 受けたことがない</p>
<p>ウ 下請事業者に対して、サンプル品、景品、展示用商品等の無償譲渡を要請し、その提供を受けたことがありますか。</p>	<p>① ある ② ない</p>

設問7 物の購入要請・サービスの利用要請について

△ 下請事業者に発注した給付の内容を維持するため等の正当な理由がある場合を除き、親事業者が自己の指定する物を強制して購入させたり、サービスを強制して利用させたりすることは禁止されています（下請事業者以外の物品購入者又はサービス利用者を紹介するよう要請することも禁止されています。）

<p>ア 下請事業者に対して、物品の購入又はサービスの利用を要請し、その要請に応じてもらったことがありますか。</p>	<p>① ある ② ない</p>
---	----------------------

設問8 発注内容の変更・やり直しについて

△ 下請事業者に責任がない場合には、親事業者が下請事業者から給付を受領する前（下請事業者が役務を提供する前）に、発注書面に記載した委託内容を変更し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせたり、下請事業者から給付を受領した後（下請事業者が役務を提供した後）に、給付に関して追加的な作業を行わせたりすることにより、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

ア 下請事業者に責任（不良品等）がないのに、発注書面に記載した委託内容を変更して、当初の委託内容と異なる作業を行わせたことや、下請事業者の給付（役務）に関して追加的な作業を行わせたことがある場合、新たに生じた費用を貴社で負担しましたか。

- ① 負担した
- ② 負担していない
- ③ 下請事業者に新たに費用が生じたかどうか確認していない
- ④ 左記のような事例はない

イ 下請事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず、正当な理由なく仕様を明確にせずに下請事業者に作業を行わせ、その後、やり直しを求めたことがある場合、下請事業者に発生したやり直しの費用を貴社で負担しましたか。

- ① 負担した
- ② 負担していない
- ③ 下請事業者にやり直しの費用が生じたかどうか確認していない
- ④ 左記のような事例はない

※ 貴社と下請事業者との間の取引が役務提供委託のみである場合、設問9～12は回答不要です。

設問13に進んでください。

設問9 物品又は情報成果物の受領について

△ 下請事業者に責任がない場合には、親事業者が下請事業者の給付の受領を拒むことは禁止されています。

「受領を拒む」とは、下請事業者の給付の全部又は一部を発注時に定めた受領日に受け取らないことであり、受領日を延期することや発注を取り消すことにより受け取らない場合も受領を拒むことに含まれます。

ア 下請事業者に責任（不良品、発注内容と異なる、納入遅れ等）がないのに、物品又は情報成果物を下請事業者と取り決めた受領日に受領しなかったこと（受領日を延期する場合、発注を取り消す場合も含みます。）がありますか。

- ① ある
- ② ない

設問10 返品について

△ 下請事業者に責任がない場合には、親事業者が一旦受領した物品又は情報成果物を下請事業者に引き取らせることは禁止されています。

ア 下請事業者に責任（不良品等）がないのに、一旦受領した物品又は情報成果物を下請事業者に返品したこと（不良品等を理由としたやり直しのための返品は含みません。）ありますか。

- ① ある
- ② ない

設問 1 1 有償支給原材料等の対価の早期決済について

△ 親事業者は、下請事業者の給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料（以下「原材料等」といいます。）を有償で支給している場合、下請事業者に責任がないのに、当該原材料等を用いた給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除（相殺）し又は支払わせることにより、下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

ア 下請事業者に対して、有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いて製造した製品の下請代金の支払日より前に決済したことがありますか。

- ① ある
- ② ない
- ③ 原材料等を有償で支給したことはない

設問 1 2 型（部品等を製造するための金属製、木製等の型）・治具について

△ 金型を製造委託する場合にも、発注書面の交付義務、下請代金の支払遅延の禁止等の下請法の規定が適用されます。したがって、金型の製造委託を行った場合、金型の受領日（当該金型を使用した試打ち品を受領した日を含みます。）から 60 日以内に、「金型代金の全額」を支払う必要があります。

ア 金型の製造を委託したこと又は型・治具を下請事業者に貸与して物品の製造を委託したことがありますか。

※下請事業者に部品の製造を委託した際に、その部品の製造に必要な金型の製造を委託する場合も含みます。以下同じ。

- ① ある
- ② いずれもない ⇒②の場合、設問 1 3 へ

イ 金型の製造を委託したことがある場合、発注に際して、当該金型に関する発注内容等を記載した発注書面（一定期間内における製造委託をする際に締結する契約書等を含みます。）を交付しましたか。

- ① 交付した
- ② 交付しなかったことがある
(又は受領後に交付したことがある)
- ③ 交付していない

ウ 金型の製造を委託したことがある場合、当該金型を受領してから 60 日以内に代金の全額を支払いましたか。

- ① 支払った
- ② 24か月等の分割払いや部品代への上乗せ払いを理由として支払っていない（又は支払わなかったことがある）
- ③ ②以外の理由により支払っていない（又は支払わなかったことがある）

エ 型・治具を下請事業者に貸与して物品の製造を委託したことがある場合、その量産製造が終了した後、下請事業者から当該型・治具を回収しましたか。

- ① 回収した
- ② 回収していない（又は回収しなかったことがある）
- ③ 調査対象期間中に貸与した型・治具を使った物品の量産製造の委託が終了したものはない

オ エで「② 回収していない（又は回収しなかったことがある）」を選択した場合、その保管費用又は廃棄に要する費用の全額を貴社が負担しましたか。

- ① 負担した
- ② 負担していない
(又は負担しなかったことがある、一部を負担した)

設問 13 知的財産権の取扱いについて



委託内容によって下請事業者に知的財産権が発生する場合、「給付の内容」に含めて当該知的財産権を譲渡させるのであれば、給付内容の一部として発注書面に記載する必要があります。また、その場合には、当該知的財産権の譲渡・許諾に係る対価を下請事業者と十分協議の上で設定して下請代金に加える必要があります。さらに、作成の目的たる使用の範囲を超えて、無償で譲渡・利用許諾をさせたり、発注時に下請事業者の給付の内容になかった知的財産権やノウハウが含まれる技術資料を無償で提供されるなどして下請事業者の利益を不当に害することは禁止されています。

<p>ア 下請事業者に知的財産権が発生する委託を行い、その譲渡を受けたことがありますか。</p>	<p>① ある ② ない</p>
<p>イ アで①を選択した場合、発注書面に譲り受ける知的財産権の譲渡・許諾の範囲を記載しましたか。</p>	<p>① 記載した ② 記載しなかった (又は記載しなかったことがある)</p>
<p>ウ アで①を選択した場合、その対価はどのように決定しましたか。</p>	<p>① 下請事業者と十分に協議して決定した、又は下請事業者の見積額とした ② 一方的に通常の対価を下回る価格とした ③ その他 ()</p>
<p>エ アで①を選択し、作成の目的たる使用の範囲を超えて譲渡・許諾を受けたことがある場合、その対価を支払いましたか。</p>	<p>① 支払った ② 支払っていない (又は支払わなかったことがある)</p>
<p>オ 発注内容にない知的財産権の譲渡・許諾について、無償でこれらを受けたことがありますか。</p>	<p>① ある ② ない</p>

設問 14 消費税の扱いについて



下請代金の額には、消費税も含まれます。また、消費税転嫁対策特別措置法（※）は、消費税率の引上げに当たって、消費税の転嫁を拒否する行為等を禁止しています。

※ 消費税転嫁対策特別措置法は令和3年3月31日をもって失効しましたが、経過措置規定により、同日までに行われた転嫁拒否等の行為については、失効後も同法に基づく調査、指導等の対象となります。

<p>ア 下請代金の額（又は単価）は、10%への消費税率の引上げ前と比較してどうになっていますか（①～④は複数選択可）。</p>	<p>① 消費税込みの金額が消費税増税前から変わっていないものがある。 ② 一部積算の内訳に用いられている税込単価の中で消費税増税前から変わっていないものがある。 ③ 税率引上時の下請代金の額の引上幅が2%よりも少なくとどめられたものがある。 ④ 「受注代金(税抜) × 一定率 = 下請代金(税込)」といった算定式で下請代金が定められているところ、算定式が変わっていないものがある。 ⑤ 前記①～④に該当する取引はない。</p>
--	---

<p>イ 下請事業者から、税抜き（外税）の額での交渉を求められたにもかかわらず、税込み（内税）の額で交渉をしたことがありますか。</p>	<p>① ある ② ない</p>
<p>ウ 下請代金の額から消費税相当分（10%）の全部又は一部に相当する額を差し引いて支払ったことがありますか。</p>	<p>① ある ② ない</p>
<p>エ 下請代金の額に消費税相当分（10%）を上乗せする代わりに、協賛金等の金銭又は手伝い要員の派遣等を要請し、その提供を受けたことがありますか。</p>	<p>① ある ② ない</p>

設問 15 自由記載について

△ 設問に対する回答の補足等がある場合は、その内容を記載してください（補足等がない場合は、設問 15に対する回答は不要です。）。